

●香川県告示第288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年5月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 施行者の名称  
観音寺市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
観音寺都市計画道路事業 3・4・18 中央七間橋線
- 3 事業施行期間  
平成19年5月8日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分 香川県観音寺市観音寺町字下柳及び字白浜地内